

高 第 6 1 9 号
住 第 3 7 7 号
平成 3 0 年 6 月 2 9 日

各有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
運営事業者 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
県土整備部都市整備局住宅課長
(公 印 省 略)

高齢者向け住宅における事故発生の防止について

平素より本県の住宅・福祉政策の推進に御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、表題については「千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針」及び「千葉県サービス付き高齢者向け住宅登録制度事務処理要領」において、事故に適切に対応できるよう、具体的な計画の策定及び必要な訓練の実施、並びに本県への事故の報告について、定めているところです。

しかしながら、近年、高齢者向け住宅における事故の報告件数は増加傾向にあり、転倒、転落、離設等の事故の発生が報告されています。

つきましては、高齢者向け住宅の運営事業者の皆さまにおかれましては、上記指針等を改めて確認するとともに、下記により事故発生の防止に万全を期すよう、お願いします。

記

1 事故の未然防止

- (1) バルコニー等の手すりや柵にぐらつきがないか、転落防止に十分な高さを備えているか、付近に足がかりとなるような物がないか等、点検すること。
- (2) バルコニーに設置されたエアコンの室外機を足がかりとする転落事故が発生していることから、設置場所等について点検を行い、必要な措置を講ずること。

- (3) 認知症等により、一人歩きが見られる入居者に対し、原因を究明する等の個別対応や見守り体制が出来ているか確認すること。
- (4) 職員の目が届きにくく、死角となりやすい場所等はないか確認し、必要に応じて進入防止の措置を講ずること。
- (5) 入居者の居室内に、転倒の原因となるものが置かれていないか、日々の状況把握等の際に確認すること。
- (6) その他、施設内設備の点検を行い、危険箇所については速やかに修繕等を行うこと。

2 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合には、救助や安全確保を最優先とし、迅速な対応をとること。(119番通報、応急手当等)
- (2) 入居者の家族や県、市町村等の関係機関に速やかに連絡・報告すること。

3 事故後の対応

事故発生時の状況を分析し、発生原因や結果等を取りまとめ、再発防止策を講ずること。

(お問い合わせ)

◇有料老人ホーム

千葉県健康福祉部高齢者福祉課 法人支援班

TEL : 043 (223) 2593

◇サービス付き高齢者向け住宅

千葉県県土整備部都市整備局住宅課 住宅支援班

TEL : 043 (223) 3231